


所管部課	福祉部 生活福祉課	部長	吉沢寿子		
件名	東大和市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則について		区分	○	
			1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>平成26年7月1日の生活保護法の改正に伴い、項及び文言の追加、変更が生じたため所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>第2条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労自立給付金の支給（法第55条の4）に関する文言及び項の追加と各号の項ずれ対応。 ・扶養義務者への通知（法第24条）及び報告、調査権限（法第28条）に関する文言の追加。 ・不正受給返還金の保護金品からの徴収（法第78条の2）に関する項の追加。 <p>(2) 施行日</p> <p>平成26年7月1日から施行する。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>規則の案文は、文書課において審査済。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。